

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 燕市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.7%
全職員	77.4%

* 職員の給料については、給与条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.1%
本庁課長相当職	96.4%
本庁課長補佐相当職	98.9%
本庁係長相当職	98.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.1%
31～35年	92.6%
26～30年	94.5%
21～25年	88.0%
16～20年	89.3%
11～15年	86.0%
6～10年	91.0%
1～5年	94.1%

【説明欄】

- ・全職員においては、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、87.3%が女性であるため、男女の給与の差異が大きくなっています。
 - ・勤続年数別の36年以上の区分における給与の差異については、定年延長による給与の7割措置の対象となった職員が男性のみであったことによるものです。
- ※会計年度任用職員の男女の給与の差異は102.4%

- * 会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員などの短時間勤務の職員については、正規の勤務時間で働く職員との人数比率の均衡を取るため、個々の勤務時間数に応じて人数比率の換算を行っています。
- * 週の勤務時間数が不規則な職員は対象外としています。
- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。